

国官参水第196号
国水水第503号
国水下第59号
国水砂第440号
国水保第172号
令和7年4月1日

都道府県水道行政担当部長 殿
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
各都道府県砂防主管部局長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房
参事官（上下水道技術）
水管理・国土保全局
水道事業課長
下水道事業課長
砂防部
砂防計画課長
保全課長
(公印省略)

上下水道事業と砂防事業の連携による上下水道施設の土砂災害対策の推進について (通知)

平素より、国土交通行政にご高配を賜り、感謝申し上げます。

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨では、地震による激しい揺れや土砂災害等により上下水道施設の被害が生じたことで、広範囲での断水や下水管内の滯水が発生するとともに、復旧の長期化が生じました。

切迫する巨大地震や近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえると、土砂災害に関するハザードエリアが指定された区域においては、上下水道施設の耐震化対策に加えて土砂災害対策を進めることが重要です。

こうした状況を踏まえ、令和7年度より、砂防事業においては、「急所^{※1}」となる上下水道施設のうち、土砂災害警戒区域内に位置する施設について、上下水道施設の耐震化事業等と一体となって土砂災害対策も実施できるよう、個別補助事業（事業間連携砂防等事業）の拡充を行いました。

これらの対策を的確に進めるためには、関係部局間での情報の共有や計画の検討に当たっての調整など、上下水道事業と砂防事業の連携が不可欠であることから、下記のとおり対応いただきますようお願ひいたします。

また、貴管内市町村に対して、本通知を周知いただくようお願ひいたします。

記

1. 部局間での情報共有体制の構築について

以下の情報が都道府県及び市町村の関係部局間で共有されるよう、適切な情報共有体制の構築をお願い致します。

- ① 上下水道事業において、土砂災害による被災のおそれのある箇所を避けた施設配置等を検討する上で必要となるものとして、次に掲げる情報
 - ・土砂災害に関するハザードエリア（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）
- ② 砂防事業において、上下水道施設の保全に資する土砂災害対策を検討する上で必要となるものとして、次に掲げる情報^{※2}
 - ・土砂災害警戒区域内に位置する「急所^{※1}」となる上下水道施設における土砂災害警戒区域外への移転や再編に伴う統廃合に関する予定等の情報
 - ・土砂災害警戒区域内に位置する「急所^{※1}」となる上下水道施設における上下水道耐震化計画の策定状況および耐震化対策の実施状況
 - ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内に位置する「急所^{※1}」となる上下水道施設における土砂流入防止壁の設置等のがけ崩れ対策の実施状況

2. 急所^{※1}となる上下水道施設の土砂災害対策の取組の推進について

1. で共有された情報を元に、関係部局間で砂防事業と上下水道事業の取組を組み合せた上下水道施設の土砂災害対策を検討・調整し、急所^{※1}となる上下水道施設の土砂災害警戒区域外への移転等が困難な場合には、事業間連携砂防等事業等を活用した土砂災害対策に積極的に取り組んでいただくようお願い致します。

○参考

※1：上下水道システムの急所施設

（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）

【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池

【下水道】下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水管路
及びポンプ場（なお、流域下水道の下水管路及びポンプ場については、
最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

※2：土砂災害警戒区域内に位置する「急所^{※1}」となる上下水道施設のうち埋設物に
係る情報については、土砂災害警戒区域（地すべり）内に限り対象とする。